

2号認定児童に対する補助額を増額

市では、子育て世代の経済的負担を軽減するため、国が行う幼児教育・保育の無償化では措置されない3〜5歳児の副食費（給食のおかず・おやつ代）の補助を行っています。



4月から、昨今の副食費の実態に合わせ、施設利用回数が多い2号認定児童に対する補助を増額しています。

1号認定児童に対する補助額は、4,200円/月から変更はありません。国の副食費免除対象者は、補助対象外となります。

▼対象 2号認定児童
▼変更点 補助額上限 4,200円/月 ↓ 4,500円/月

問(市)教育・保育課

国民年金保険料学生納付特例の継続申請

学生納付特例制度により、保険料納付を猶予している方で引き続き在学予定の方へ、日本年金機構から継続申請書（はがき）を発送しています。申請書に必要事項を記入して投函してください。毎年申請が必要です。

4月から引き続き学生納付特例を希望する方で、はがきが届かない場合または在学している学校などに変更がある場合は、窓口で継続申請を行ってください。

▼申請場所 市役所 3階市民課、吉川支所 市民生活課

▼必要なもの

・学生証（写し可）または在学期間がわかる在学証明書（原本）
・印鑑（本人申請の場合は不要）
・学生納付特例は、申請時点の2年1カ月前まで申請できますが、申請が遅れると障害年金などを受け取れない場合があります。速やかに申請してください。

問・申請(市)市民課



金婚夫婦を祝福

祝い状・記念写真を贈呈

結婚50年目を迎えるご夫婦のさらなる健康を願って祝い状と記念写真を贈ります。

申請後、記念写真撮影券を送りますので、券に記載の指定写真店で撮影してください。

▼申請場所 市役所3階福祉課、吉川健康福祉センター

▼対象 市内在住の夫婦で昭和46年中またはそれ以前に結婚し、この制度を利用していない方

問・申請(市)福祉課



4月から日常生活用具費の給付(貸与)の内容を一部変更

重度の障がいのある方に対し、日常生活の便宜を図るために給付(貸与)している日常生活用具費の品目を追加、限度額を変更しました。

▼追加品目 紫外線カットクリム、クールベスト、埋込型人工喉頭用人工鼻、人工呼吸器・吸引器などの医療機器専用バッテリー

▼限度額変更 視覚障害者用ポータルレコーダー(再生専用機) 35,000円 ↓ 48,000円
対象者、限度額、耐用年数は問い合わせてください。

問・申請(市)障害福祉課

離婚時の年金分割について

離婚の際にお二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれの年金とすることが出来ます。

離婚後2年以内に手続きを行う必要があるため、近くの年金事務所または年金相談センターに相談してください。

問・明石年金事務所

☎078-1912-4983
・ねんきんダイヤル
☎0570-051165



▲ホームページはこちら

後期高齢者医療保険料 令和2・3年度の保険料率をお知らせします

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は2年ごとに見直します。

■兵庫県後期高齢者医療広域連合の保険料率

	均等割額	所得割率	賦課限度額
令和2・3年度	51,371円	10.49%	64万円
平成30・令和元年度	48,855円	10.17%	62万円

■保険料額の通知について

個人ごとの保険料額は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

■所得の低い方の保険料軽減（令和2年度）

世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の令和元年中の総所得金額等が一定の金額以下の方は、均等割額が軽減されます。

総所得金額等（被保険者+世帯主）が次の基準額以下の世帯		軽減割合（軽減後均等割額：年額）
基礎控除額（33万円）	世帯内の被保険者全員の各所得（公的年金等控除額を80万円として計算）が0円	7割（15,411円）
	上記以外	7.75割（注1）（11,558円）
基礎控除額（33万円）+28.5万円（注2）×被保険者数		5割（25,685円）
基礎控除額（33万円）+52万円（注3）×被保険者数		2割（41,096円）

（注1）本来は7割軽減ですが、特例措置により7.75割軽減。

（注2）令和元年度の28万円から拡充。（注3）令和元年度の51万円から拡充。

・65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定。

■被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、所得割額がかからず、後期高齢者医療制度の被保険者となってから2年間は均等割額が5割軽減され、年額25,685円です。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

被扶養者であった方でも、世帯の所得が低い方の軽減を受けることができます。ただし、両方受けることができる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。

問・(市)医療保険課

・兵庫県後期高齢者医療広域連合 ☎078-326-2021



■保険料の計算方法

年間の保険料は被保険者一人一人が等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計します。

（注）総所得金額等とは収入額から次の控除額を引いた金額です。〔公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費。ただし、所得控除額（社会保険料控除額、扶養控除額等）は含まれません。〕

均等割額	51,371円
+	
所得割額	(総所得金額等(注) - 33万円) × 所得割率 10.49%
保険料額（年額）	(上限64万円)